

【翻刻】

「明治七年中 演劇仕組原本伺」(中)

佐藤かつら・中野智博・久保翔誠・鈴木麻由・吉本早織

前号『パラゴネ』十二号(二〇二五年三月刊)に「明治七年中 演劇仕組原本伺」(以下「原本伺」とする)を紹介し、一部を翻刻した。本稿はその続編である。

解説は前稿で行ったので、ここでは簡単に記しておく。「原本伺」は明治七(一八七四)年中に府下各劇場から東京府へ提出された、興行に関する願書などの原本を綴じた冊子である。題名にある通り、「演劇仕組」すなわち脚本の内容について、劇場側から検閲を願う出る願書と、許可後の請書が多くみられるが、本稿においても一部示す通り、興行収入について記す文書などもみられる。

本稿では明治七年九月はじめまでの分を翻刻した。書誌は前回に述べたので省略する。今回は残りの部分を翻刻し、その後考察を行う予定である。

なお、凡例に関しては前稿に掲載した内容を基本として、追加・修正を施し掲載した。

【付記】 本稿の一部は、青山学院大学大学院文学研究科比較芸術学専攻の大学院生と共に輪読した成果である。翻刻にあたったのは、二〇二四年度に中野智博、久保翔誠、鈴木麻由、二〇二五年度に中

「明治七年中 演劇仕組原本伺」(中)

野智博、鈴木麻由、吉本早織である。項目の一部を大学院生に翻刻してもらった。体裁を整え、本稿にまとめる作業は佐藤が行った。

【凡例】

- 一、表(前稿参照)に同じく、通し番号とその内容をゴシック体にて付した。
- 二、漢字は原則として通行字体を用いた。
- 三、文字に疑問がある場合は「(ママ)」を付した。人名や地名は表記のまま翻刻した。
- 四、推定した字句は小字で「カ」を付した。
- 五、破損等により判読できない場合は□を付し、文字を推定した場合はその文字を□で囲った。
- 六、判読できない文字は■で示した。
- 七、助詞「江」(え)、「而」(て)、「之」(の)、「者」(は)は漢字のまま翻刻した。カタカナの「ハ」はひらがなとし、小字のカタカナ「二」は並字のカタカナとして翻刻した。ふは「より」、斥は「トモ」とした。
- 八、句読点、返り点を施した。ふりがな、濁点の有無は原本の通

りとした。

九、本文中で朱書きとなっている部分は冒頭に(朱)と記し傍線を引いた。またまった一部分全体が朱書きの場合、その旨を(※)を用いて注記した箇所がある。

十、罫字、平出は省略したが、それぞれ(罫字)(平出)と記し当該箇所を示した。

十一、原本に取り消し線などによる訂正がある場合、訂正前の本文が判読できる場合には「」内に記した。

十二、印記は全て「(印)」とした。東京府側の印記は判読できる限り印文を記した。なお、綴じ目や虫損により東京府側の印記の有無が不明な場合も多いが、印記が見える限り翻刻した。特に38・39は庶務本課の印記の箇所の虫損が著しい。劇場からの願書の印記については(印)とのみ記した。前稿と同じく、東京府庶務本課の文書は全て朱印が、劇場からの文書は二つの例外(46・61)を除き黒印が押されている。

十三、その他、原本の形態を記すために(※)を用いて注記をした箇所がある。

十四、文書のうち、差出人や宛名を除く本文の行移りは、追込みで表記した。

十五、前稿の方針を見直し、見やすさを考慮し、印記や注記などは字の大きさを調整したところがある。

十六、本稿の範囲の願書には表紙が付いているものがある。またその表紙に、庶務本課による判断の文章が直接書き込まれている場合もある。それらについては、適宜〈表紙〉〈本文〉〈表紙に書入〉に分けて翻字を示した。表紙の文言は「」で括った。

(以上、佐藤かつら記)

〔本文〕

37 守田座につき伺い

(※欄外) (印) 一翁(印) 川勝

奏任出仕(印) 黒岩(印) 相原

庶務本課(印) 森(印) 金田(印) 川上(印) 正

守田勘弥ヨリ仕組題帳別添之通差出候間、一応相閲候処、敢而不都合之筋も不_二相見_一候間、定例之受書取置聞届候而可_レ然哉、相伺候也。

五月

38 台帳検閲願い

〈表紙〉

「新狂言題本伺

蛸殻町式丁目

中嶋座」

〈本文〉

乍_レ恐以_二書付_一奉_レ伺候

一当狂言別紙題本之通興行仕度奉_レ存候間、此段奉_レ伺候也。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

中嶋座

石渡吉蔵煩二付代

杢本文七(印)

明治七年戊五月七日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉

(印) 一翁 (印) 黒岩

奏任出仕 (印) 相原

庶務本課 (印) 川上

狂言題本別添之通伺出候間、一応相閲候処、敢而差支無_レ之間、定例之受書取置御聞届相成可_レ然哉、相伺候也。

39 台帳検閲願い

〈表紙〉

「狂言題本伺

蛸殻町式丁目

中嶋座」

〈本文〉

乍_レ恐以_二書付_一奉_レ伺候

一当新狂言第一番目并中幕とも過日伺相済候処、猶引統別紙題本之通皿屋鋪耆幕興行仕度奉_レ存候間、此段奉_レ伺候也。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

中嶋座吉藏煩二付代

井上庄兵衛 (印)

明治七年

戊五月廿二日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉

奏任出仕「_(朱)番外」

庶務 (印) 川上 (印) 正
(印) 藤田 (印) 飯塚

題本一応相閲候処、敢而不都合之廉も不_二相見_一候間、例之受書取

「明治七年中 演劇仕組原本伺」(中)

置御聞届相成可_レ然哉、相伺候也。

五月

40 台帳検閲願い

乍_レ恐以_二書付_一奉_レ願上_一候

一当五月狂言御伺済之内、二番目狂言之義役者共役割等二差支之儀出来候二付、依_レ之左之狂言二差替仕度、

一 三升蒔画扨 式冊

右題帳奉_二差上_一候間、御調査被_二成下置_一候様、此段奉_二願上_一候。以上。

第一大区拾小区

新富町六丁目

狂言座

守田勘弥代

岡崎十三郎 (印)

明治七戌年五月五日

41 台帳検閲願い

〈表紙〉

「上

狂言座

中村勘三郎」

〈本文〉

以_二書附_一奉_レ伺候

一当從_二五月二日_一興行狂言取仕組

一第壹番目狂言從前勤来候伊賀上桮復讐紀二組綴り合、狂言標題、

イガノウエノ アタウチ キブン
伊賀上桒 讐 紀聞 五幕

這般 中村宗十郎 私座江出勤、右之外従前相勤候役者ニ而興行仕候。

一第貳番目者、梅川忠兵衛之世話狂言、
ケイセイコヒノヒキヤク
契情 恋飛脚 二幕

右狂言古来取仕組之形ヲ以今般開場仕度奉レ存候。依レ之右題帳并此度之役割相記シ、幕順奉レ伺候。以上。

明治七年五月二十七日

第五大区小十一区

猿若町壹丁目

中村勘三郎(印)

(※この部分に貼紙、貼紙の下は「御庁」)

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉

奏任出仕「(朱)第百号」

庶務(印)川上(印)正(印)飯塚(印)

狂言仕組題帳一応相閱候処、敢而不都合之廉も不_二相見_一候間、御聞届相成、定例之受書取置候而可_レ然哉、相伺候也。

42 台帳検閲願ひ

〈表紙〉

「狂言仕組伺書

第壹大区十三小区

久松町三拾四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七」

〈本文〉

以_二書付_一奉_三願上_二候

第壹大区十三小区久松町三拾四番地喜昇座劇場紀岡幸七奉_三願上_二候。私トモ劇場次狂言興行仕度、狂言名題左ニ、

釈迦八相倭文庫 正本 三幕

但シ此正本総而七冊有_レ之候得トモ、差向三卷奉_レ伺候。追而差加へ候見込ニ御座候。

扇源平躑躅 第二番目 壹幕

右狂言取仕組興行仕度奉_レ存候ニ付、以_二種本_一奉_レ伺候。何卒御検査之上、御聞済被_二成下置_一度、偏ニ奉_三願上_二候也。

第壹大区十三小区

久松町三拾四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七(印)

明治七歳五月廿二日

東京府知事
大久保一翁殿

〈表紙に書入〉

(朱)番外(印)一翁(印)黒岩(印)相原

庶務(印)川上(印)正(印)飯塚(印)

題本一応相閱候処、敢而不都合之筋も不_二相見_一候間、例之請書取置御聞届相成可_レ然哉、相伺候也。

七年五月

43 台帳検閲願ひ

〈表紙〉

「御窺

南鞘町

式拾七番地

劇場

沢村百之助

〔本文〕

乍^レ恐以^二書付^一御窺奉^二申上^一候

南鞘町式拾七番地劇場沢村百之助奉^二申上^一候。当六月興行開場仕度候^二付、則題帳を以^レ御窺奉^二申上^一候間、何卒以^二御仁慮^一此段御聞濟偏^二奉^二願上^一候。以上。

南鞘町式十七番地

劇場

沢村百之助

戊 五月廿九日

東京府知事

大久保一翁殿

〔表紙に書入〕

奏任出仕〔^朱番外〕(印)一翁(印)川勝^{(印)千田(印)黒岩}庶務^{(印)宇津野(印)竹中}

一応相閱候処、敢而不都合之廉も無^レ之間、定例之請書取置御聞届相成可^レ然哉、相伺候也。

44 初日届け

〔表紙〕

(印)□(印)正

〔狂言初日届書

第壹大区十三小区

久松丁三十四番地

〔明治七年中 演劇仕組原本伺〕(中)

喜昇座劇場

紀岡幸七

〔本文〕

以^二書付^一奉^二願上^一候

第壹大区十三小区久松町三拾四番地喜昇座劇場紀岡幸七奉^二申上^一候。私トモ劇場伺済狂言取仕組、六月二日より興行仕候間、則番付相添此段御届奉^二申上^一候也。

第壹大区十三小区

久松丁三拾四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七

明治七歳五月三十一日

東京府知事

大久保一翁殿

45 沢村座につき伺い

知事 (印)一翁

参事 (印)川勝

奏任出仕(印)相原(印)千田

庶務本課^{(印)竹中(印)藤井}川上

沢村百之助ヨリ狂言仕組題本別添之通伺出候。一応相閱候処、敢而差間も無^レ之間、定例之受書取置、御聞届相成可^レ然哉、相伺候也。

六月

46 台帳検閱願い

〔表紙〕

〔狂言仕組伺

第壹大区十三小区

久松丁三拾四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七

〔本文〕

以書付^二奉^三願上^一候

第壹大区十三小区久松丁三拾四番地喜昇座劇場紀岡幸七奉^二願上^一候。私トモ劇場狂言仕組方題帳ヲ以左^二奉^レ伺候。

釈迦八相倭文庫

三幕目
五幕目

式卷

右題本之通取仕組興行仕度奉^レ存候間、御検査之上、何卒御聞濟被^二成下置^一度、此段奉^二願上^一候也。

第壹大区十三小区

久松丁三拾四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七 (朱) (印)

明治七年六月四日

東京府知事

大久保一翁殿

〔表紙に書入〕

(朱) 番外 (印) 川勝

奏任出仕 (印) 相原

狂言仕組題帳一応相閱候処、別ニ不都合之筋も無^レ之間、定例之請書取置、御聞届相成可^レ然哉、相伺候也。

庶務本課 (印) 藤口 (印) 宇都野
川上 (印) 森

47 台帳検閲願ひ

〔表紙〕

〔上〕

第一大区十小区

新富町六丁目

狂言座

守田勘弥

〔本文〕

以書附^二奉^レ伺候

一明治七年七月興行狂言取仕組

第壹番目名題

六幕

里見八犬士勇伝

中狂言

義経腰越状

式幕

第二番目

操返開花婦見月

三幕

大切浄瑠利名題

かげばしおどりくまのつきのは
蔭 踊 熊 月 輪

三幕
岸沢連中

(※ふりがなは原文ママ)

右狂言取仕組、今般開場仕度奉^レ存候。依^レ之右題帳并標題、幕順相添奉^レ伺候。

第一大区十ノ小区

新富町六丁目

狂言座

守田勘弥 (印)

明治七年六月十七日

東京府

知事

大久保一翁殿

（※本文「新富町六丁目」の上に貼り紙、貼り紙中の文言は左の通り）

〔朱〕第二番目狂言題帳去ル三月興行ノ節伺済ニ相成候狂言ニ御座候。

〔表紙に書入〕（※全て朱書）

知事

参事

奏任出仕（印）相原

狂言仕組相聞候処、敢而不都合之義も無し之候間、願之通御聞届相成、例之通受書取置可然哉、相伺候也。

庶務本課（印）川上（印）宇都野（印）飯塚（印）森

48 初日届け

乍レ恐以ニ書付「御届奉ニ申上」候

一当新狂言昨廿六日より初日興行仕候間、此段御届奉ニ申上「候也。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

中嶋座

石渡吉蔵煩ニ付代

栢本文七（印）

明治七年戊五月廿七日

東京府知事

49 台帳検閲願

〔表紙〕

「狂言伺

蛸殻町式丁目

中嶋座」

「明治七年中 演劇仕組原本伺」（中）

〔本文〕

乍レ恐以ニ書付「奉レ伺候

一当次狂言第一番目并中幕とも別紙之通興行仕度奉レ存候間、此段題本ヲ以奉レ伺候也。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

中嶋座吉蔵煩ニ付代

栢本文七（印）

明治七年戊六月十五日

東京府知事

〔表紙に書入〕（※全て朱書）

知事（印）一翁

参事（印）川勝

奏任出仕（印）相原（印）千田

番外

狂言仕組相聞候処、不都合之義も不ニ相見「候間、御聞届相成、例

之通受書取置可然哉、伺候也。

庶務本課（印）森（印）藤井（印）宇都野

50 一札の事

差上申一札之事

一蛸殻町式丁目八番地中嶋座石渡吉蔵奉ニ申上「候。今般相伺候狂言、於岩稲荷与申名題其外題本内ニ右銘義有レ之候は、相除、且又お岩稲荷等認候幟等取建間敷旨被ニ仰渡「奉レ畏候。依レ之為ニ後証「差上申御受書仍如レ件。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

中嶋座

石渡吉藏煩ニ付代

松木清六（印）

明治七年六月廿二日

東京府知事

大久保一翁殿

51 鑑札につき請書

奉_二差上_一御請書之事

私儀鈴木吉兵衛両名ニ而劇場免許御鑑札拝受罷在候所、今般転住仕候ニ付、御鑑札御書替奉_二願上_一候所、御聞届之上御鑑札更ニ御下ケ渡相成、正ニ奉_二拜受_一候。依_レ之御請書奉_二差上_一候也。

第五大区四小区

神田佐久間丁壺丁目四番地

高木秀吉（印）

明治七歳六月十七日

東京府知事

大久保一翁殿

52 鑑札書替願い

〈表紙〉

「御鑑札書替願

第五大区四小区

神田佐久間丁壺丁目四番地

高木秀吉」

〈本文〉

以_二書付_一奉_二願上_一候

第四大区五小区湯島壺丁目拾八番地高木秀吉奉_二願上_一候。私儀鈴木吉兵衛両名ニ而劇場免許御鑑札拝受罷在候处、今般第五大区四小区神田佐久間町壺丁目四番地江転住仕候ニ付、御鑑札御書替被_二成下置_一度、此段奉_二願上_一候也。

第五大区四小区

神田佐久間丁壺丁目四番地

高木秀吉（印）

明治七歳六月十七日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉

（奉_二番外_一）（印）一翁（印）川勝（印）相原

庶務（印）森（印）川上
（印）宇都野

鑑札書替願出候。右差支之筋も無_レ之間、願意聞届可_レ然哉、相伺候也。

53 台帳検閲願い

〈表紙〉

「伺書

芝新堀丁壺番地

権之助代

鈴木佐兵衛」

〈本文〉

乍_レ恐以_二書付_一奉_二伺候

第式大区八小区

芝新堀町壺番地

河原崎権之助
右権之助奉_二申上_一候。今般初狂言別冊ヲ以奉_レ伺候間、何卒御聞濟被_二成下置_一候様、奉_二願上_一候。以上。

右権之助
代

明治七年六月廿三日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉（※全て朱書）

番外（印）一翁（印）川勝（印）相原

庶務（印）_□（印）金田（印）_{字都野}
藤田（印）_{竹中}（印）_正

狂言仕組相閱候処、別段不都合之廉モ不_二相見_一候間、御聞届相成、例之通受書取置可_レ然哉、相伺候也。

54 台帳検閱願い

〈表紙〉

（朱）番外

「正本伺書

芝新堀丁壱番地

河原崎権之助

代

鈴木秀次郎」

〈本文〉

乍_レ恐以_二書付_一奉_レ伺候

第式大区八小区

芝新堀町

「明治七年中 演劇仕組原本伺」（中）

河原崎権之助
右権之助奉_二申上_一候。当月廿三日初狂言正本ヲ以奉_二伺置_一候処、猶又追加別冊ヲ以奉_レ伺候間、此段御聞濟被_二成下置_一候様奉_レ願候。以上。

右

河原崎権之助

代

明治七年六月廿七日

東京府知事

大久保一翁殿

55 千秋楽届け

乍_レ恐以_二書付_一御届奉_二申上_一候

一当狂言昨廿三日舞納仕候間、此段御届奉_二申上_一候也。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

中嶋座吉藏煩_二付代

松本文七（印）

明治七年戌六月廿四日

東京府知事

大久保一翁殿

56 台帳検閱願い

〈表紙〉

「上

第四大区四小区

本郷春木町一丁目九番地
奥田登一郎代

宮下吉兵衛

〈本文〉

乍^レ恐以^ニ書付^ニ奉^レ願上^ニ候

一第四大区四小区本郷春木町壹丁目九番地奥田登一郎代宮下吉兵衛
奉^ニ申上^ニ候。私シ劇場新狂言取仕組候^ニ付、正本八冊相添奉^ニ御
伺^ニ候。何卒此段御調査被^ニ成下置^ニ候様、偏^ニ奉^ニ願上^ニ候也。

第四大区四小区

本郷春木町壹丁目

九番地

奥田登一郎代

宮下吉兵衛（印）

明治七年六月廿四日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉（※全て朱書）

番外（印）一翁（印）川勝（印）千田（印）相原

庶務^{（印）森}_{（印）藤井}

狂言仕組相聞候処、不都合之廉モ不^ニ相見^ニ候間、御聞届相成、例
之通受置取置可^レ然哉、相伺候也。

57 台帳検閲願ひ

〈表紙〉

「狂言伺

蛸殻町貳丁目

中嶋座

〈本文〉

乍^レ恐以^ニ書付^ニ奉^レ伺候

一当新狂言第一番目并中幕之儀者、過日伺済相成居、猶^ニ番目狂言
別紙題本之通興行仕度奉^レ存候間、此段奉^レ伺候也。

第一大区十四小区

蛸殻町貳丁目八番地

中嶋座

石渡吉藏煩^ニ付代

松本文七（印）

明治七年戌六月三十日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉（※全て朱書）

（印）一翁（印）川勝

番外（印）相原

庶務^{（印）森}_{（印）藤井}

仕組相聞候処、不都合之廉モ不^ニ相見^ニ候間、御聞届相成、例之通
受書取置可^レ然哉、伺候也。

58 幕数出揃い届け

〈表紙〉

（※）番外^カ

（印）川上（印）宇都野（印）正（印）藤田

「上

第一大区七小区

南鞘町貳拾七番地

〈本文〉

沢村百之助

乍^レ恐以^ニ書付^ニ御届奉^ニ申上^ニ候

一南鞘町貳拾七番地劇場沢村百之助奉^ニ申上^ニ候。当六月興行、去ル廿二日初日差出候^ニ付、其段御届奉^ニ申上^ニ候処、今廿七日幕数出揃^ニ相成候間、此段御届奉^ニ申上^ニ候。以上。

戌六月廿七日

沢村百之助(印)

東京府

知事

大久保一翁殿

59 初日届け

□□□□□□□□□□ (※綴じ目により見えず、字数不明)

(印) 正 (印) 藤田 (印) 飯塚

一当七月狂言今三日より興行仕候間、此段御届奉^ニ申上^ニ候。以上。

明治七戌年七月三日

新富町六丁目

狂言座

守田勘弥代

岡崎重三郎(印)

東京府

知事

大久保一翁殿

60 台帳検閲願

〈表紙〉

「伺書

「明治七年中 演劇仕組原本伺」(中)

〈本文〉

以^ニ書付^ニ奉^ニ申上^ニ候

第二大区八小区

芝新堀町壹番地

河原崎権之助

第貳大区八小区

芝新堀町壹番地

河原崎権之助

右之もの奉^ニ申上^ニ候。先般初狂言楠一代記正本ヲ以奉^レ伺候得者、御聞済被^ニ成下置^ニ候^ニ付、是迄仕来り候処、天王寺之場并ニ桜井之場式幕相除キ、跡狂言追加、今日猶又正本ヲ以奉^レ伺候間、此段御聞済被^ニ成下置^ニ候様、奉^ニ願上^ニ候。以上。

右

河原崎権之助

代

鈴木秀次郎(印)

明治七年七月廿五日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉(※全て朱書)

番外 (印) 川勝 (印) 黒岩 (印) 千田

庶務 (印) 森 (印) 宇都野 (印) 津田

狂言仕組別段不都合之廉も相見へ不^レ申候間、御聞届相成、例之通受書取置可^レ然哉、伺候也。

61 台帳検閲願

〈表紙〉

「狂言仕組伺

第壹大区十三小区

久松丁三十四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七

〈本文〉

以「書付」奉「願上」候

第壹大区十三小区久松町三拾四番地喜昇座劇場紀岡幸七奉「願上」候。私卜モ次狂言之儀、題本相添左「奉」伺候。

第壹番目

蝶小蝶団鏡写絵

雪駄直シ長五郎咄

四幕統

第貳番目

福嶋逆櫓松

壺幕

前書題帳之通狂言取仕組興行仕度奉「存候」二付、御検査之上、何卒御聞済被「成下置」度、此段奉「願上」候也。

第壹大区十三小区

久松丁三十四番地

喜昇座劇場

紀岡幸七 (朱) (印)

明治七歲七月七日

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉(※全て朱書)

番外 (印) □ □ (印) □ □ (印) 黒岩

庶務本課 (印) □ (印) 竹中
字都野

相閱候処、不都合之廉も相見へ不「申候間、御聞届相成、例之通受

書取置可「然哉、伺候也。

62 初日届け

〈表紙〉

(朱) 番外

「狂言初日御届

第壹大区十三小区

久松丁三十四番地

喜昇座劇場

高木秀吉

〈本文〉

以「書付」御届奉「申上」候

第壹大区十三小区久松町三拾四番地喜昇座劇場高木秀吉奉「申上」候。御府伺済狂言本月十日ヨリ興行仕候間、則番付相添此段御届奉「申上」候也。

第壹大区十三小区

久松町三拾四番地

喜昇座劇場

坐元

高木秀吉 (印)

明治七歲八月七日

東京府知事

大久保一翁殿

63 千秋楽届け

〈表紙〉

(印) 森 (印) 藤田

「上

第二大区八小区

芝新堀丁壹番地

河原崎権之介代

鈴木秀次郎」

〈本文〉

以_二書附_一奉_二願上_一候

第二大区八小区

芝新堀町壹番地

河原崎権之助

右奉_二申上_一候。私共劇場義、去第七月十五日より興行仕来候処、殊之外残暑強（※「強」に修正あり）く候_二付、甚難渋仕候間、当狂言義者今十六日限日数三十三日_二而休業仕度、此段御聞濟被_二成下置_一候様、偏_二奉_一（※「奉」に貼り紙。貼り紙下「願上」）願上_一候。以上。

右

河原崎権之介代

鈴木秀次郎（印）

戊第八月十六日
東京府知事

大久保一翁殿

64 台帳検閱願

〈表紙〉

「上

狂言座

中村勘三郎」

〈本文〉

「明治七年中 演劇仕組原本伺」（中）

以_二書附_一奉_レ伺候

一当九月從_二上旬_一興行狂言取仕組

一第一番目狂言名題

花埜錦桔梗旗上

三幕

右狂言者、天正十年本能寺陣営_二織田信長_一為_レ（※原文ママ）

光秀ノ討ル、

ヲ発端トシ、忽チ山崎之軍ニ利ヲ失ヒ、光秀秀吉ニ誅セラル、事件ヲ古来三日太平記_{トナエ}ト唱来候院本ヲ種_{デヤウルリボン}ニ脚色候事。

一第貳番目者、

御注文薩摩上布

三幕

右者從前五大力_{トナエ}ト唱、薩摩源五兵衛、笹野三五兵衛、芸妓小万之事情ヲ古来取仕組之形ヲ以テ三幕_{ヲ、ギリ}○大切景事ハ竜宮城浦嶋乙姫ノ故事、下の巻ハ両国川涼之景況ヲ常磐津浄瑠璃_二綴リ、今般開場仕度、依_レ之右旧題帳、茲ニ目今之原稿標題相添、幕順奉_レ伺候。以上。

明治七年八月三十日

第五大区小十一区

猿若町壹丁目

中村勘三郎（印）

御庁

〈表紙に書入〉（※全て朱書）

第百五号（印）一翁（印）相原

庶務（印）森（印）藤井

検閱候処、不都合不_二相見_一候間、御聞置相成可_レ然哉_カ、相伺候也_カ。

九月十二日

達済

（※前稿の表で、書入の部分全体を「九月十二日付」としたが、「九月十二日

／達済」とその前の部分とでは朱色の色が異なるため、別々の日に書き入れられた可能性もある。

65 中嶋座につき伺い

(※欄外) (朱) 達済

知事

参事 (印) 川勝

奏任出仕 (印) 相原 (印) 千田

蛸殻町式丁目中嶋座代人松本文七ヨリ別紙之通狂言仕組伺出候間、一応相聞候処、別段差支之筋モ不_レ相見_一候ニ付、例之通請印取置、書_カ類下ケ渡可_レ然哉、相伺候也。

七年八月三十一日

66 台帳検閱願い

乍_レ恐以_二書付_一奉_レ伺候

一当九月狂言第一番目二番目中幕とも別紙題本之通興行仕度奉_レ存候間、此段奉_レ伺候也。

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目八番地

明治七年戌八月廿八〔七〕日

中嶋座吉蔵煩ニ付代

松本文七 (印)

東京府知事

大久保一翁殿

67 台帳検閱願い

〈表紙〉

「題本御伺

第一大区十四小区

蛸殻町式丁目

中嶋座

石渡吉蔵」

〈本文〉

乍_レ恐以_二書付_一奉_二伺上_一候

一第一大区八小区蛸殻町式丁目八番地中嶋座石渡吉蔵奉_二申上_一候。別紙題本之通狂言取仕組興行仕度奉_レ存候間、此段奉_レ伺候。尤当狂言之儀者来ル五日舞納候間、来ル六日より取掛申度奉_レ存候間、何卒以_二御仁恵_一右題来ル五日御下ケ被_二成下置_一候様奉_二願上_一候。以上。

第五大区十四小区

(※「五」に貼り紙の跡あり)

蛸殻町式丁目

八番地

中嶋座

石渡吉蔵煩ニ付代

松本清六 (印)

明治七年八月三日 (※「三日」の下に修正前の文字あり、判読不明)

東京府知事

大久保一翁殿

〈表紙に書入〉(※全て朱書)

為_二待置_一

(印) 一翁 (印) 黒岩

庶務 (印) 藤井 (印) 宇都野 (印) 津田
(印) 曾小川 (印) 正 (印) 藤田

百貳拾四号（※「百貳拾四号」のみ文字色は褐色）

狂言仕組相聞候処、別段不都合之廉モ不_二相見_一候間、例之通受書取置、御聞届相成可_レ然哉、伺候也。

68 奥田座につき伺い

（※欄外）_{（朱）} 為_二待置_一

知事（印）一翁

参事

奏任出仕（印）相原（印）黒岩

庶務本課_{（印）} 藤井_{（印）} 森_{（印）}
津田_{（印）} 曾小川_{（印）} 正

本郷春木町壱丁目劇場奥田登一郎狂言仕組帳差出候二付、一応相聞候処、別段不都合モ不_二相見_一候間、例之通請印取置、仕組帳下ケ渡可_レ然哉、伺候候也。

七年九月七日

69 台帳検閲願い

乍_レ恐以_二書付_一奉_二願上_一候

一第四大区四小区本郷春木町壱丁目九番地奥田登一郎奉_二申上_一候。私劇場新狂言取仕組候二付、正本八冊相添奉_二御伺_一候。何卒此段御調査被_二成下置_一候様、偏_二奉_二願上_一候。以上。

第四大区四小区

本郷春木町一丁目

九番地

奥田登一郎代

宮下吉兵衛（印）

明治七年九月二日

東京府知事

大久保一翁殿

〔明治七年中 演劇仕組原本伺〕（中）

70 劇場日税上納書上

（表紙）

_{（朱）} 決置_カ

（印）黒岩 （印）正（印）津田（印）藤田

「劇場日税上納書上

第四大区四ノ小区

本郷春木町壱丁目

九番地

奥田登一郎

（本文）

□□□□□□□□（※綴じ目により見えず、字数不明）

第四大区四ノ小区本郷春木町壱丁目九番地奥田登一郎奉_二申上_一候。当劇場座新狂言取仕組候間、先般御見分済之通、棧敷土間数増減等無_二御座_一、尤興行初日之儀者、前日御届奉_二申上_一候。依_レ之日税上納高別紙書上相添御訴奉_二申上_一候。此上直段高下仕候節は、猶御届奉_二申上_一候。此段御聞済被_二成下_一候様、奉_二願上_一候。

第四大区四ノ小区

本郷春木町壱丁目

九番地

奥田登一郎（印）

右区戸長

山田充長（印）

明治七年九月四日

東京府知事

大久保一翁殿

□□□□□□□□（※綴じ目により見えず、字数不明）

内

上等拾八ヶ所

但此代一日金拾八円

壺軒二付

金壺円

同

中等五ヶ所

但此代一日金四円ト

壺軒二付

八拾七錢五厘

同

下等四ヶ所

但此代一日金三円

壺軒二付

七拾五錢

東西下棧鋪三拾壹ヶ所

内

上等拾六ヶ所

但此代一日金拾六円

壺軒二付

金壺円

同

中等九ヶ所

但此代一日金七円ト

壺軒二付

八拾七錢五厘

同

下等六ヶ所

但此代一日金四円ト

壺軒二付

七拾五錢

□□□□□□□□ (※綴じ目により見えず、字数不明)
□□□□□□□□ (※綴じ目により見えず、字数不明)

内

上等拾六ヶ所

但此代一日金拾四円

壺軒二付

八拾七錢五厘

同

中等九ヶ所

但此代一日金六円ト

壺軒二付

七拾五錢

同

下等五ヶ所

但此代一日金三円ト

壺軒二付

六拾貳錢五厘

平土間百三拾壹ヶ所

内

上等八拾ヶ所

但此代一日金六拾円

壺軒二付

七拾五錢

同

下等五拾壹ヶ所

但此代一日金拾九円ト

壺軒二付

三拾七錢五厘

小一土間八ヶ所

但此代一日金貳円

壺軒二付

貳拾五錢

□□□□□□□□ (※綴じ目により見えず、字数不明)

但此代一日金壹円ト

拾八錢七厘五毛

六拾八錢七厘五毛

二階上等追込八拾四人詰 (※「八拾四」に修正の跡あり) 壺人二付

但此代一日金五円ト

六錢貳厘五毛

貳拾五錢

二階下等追込三拾五人詰

壺人二付

但
此代一日金壹円ト

四錢

四拾錢

下タ下等追込三拾人詰

壹人二付

但
此代一日金壹円ト

四錢

貳拾錢

向正面立見五拾人詰

壹人二付

但
此代一日五拾錢

壹錢

日總計上り高

合金百六拾八円ト

七拾八錢八厘

此百分一日税上納高

金壹円ト

六拾八錢八厘

(※ここに図面一枚を入れた袋を綴じ込みあり。図1～6参照。袋の寸法は縦一七・五センチ、横一四・〇センチ。図面の寸法は縦四六・五センチ、横三三・〇センチ。)

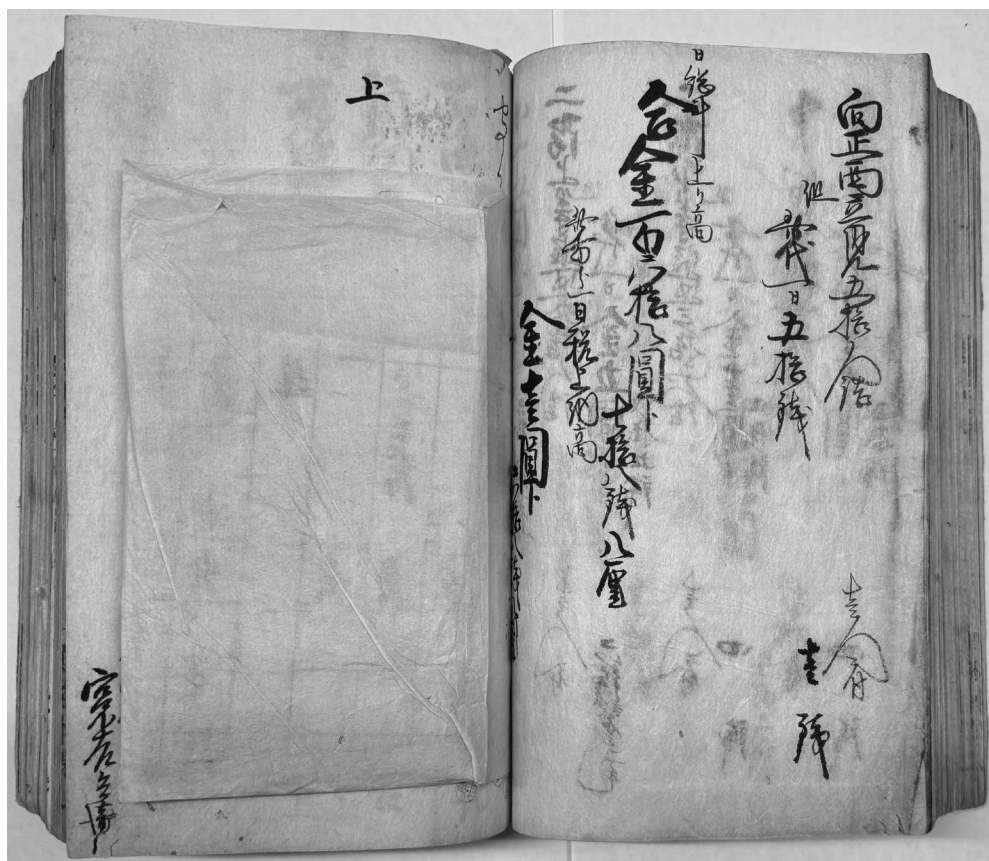


図1
115丁裏―116丁表に綴じ込みの袋（表側）

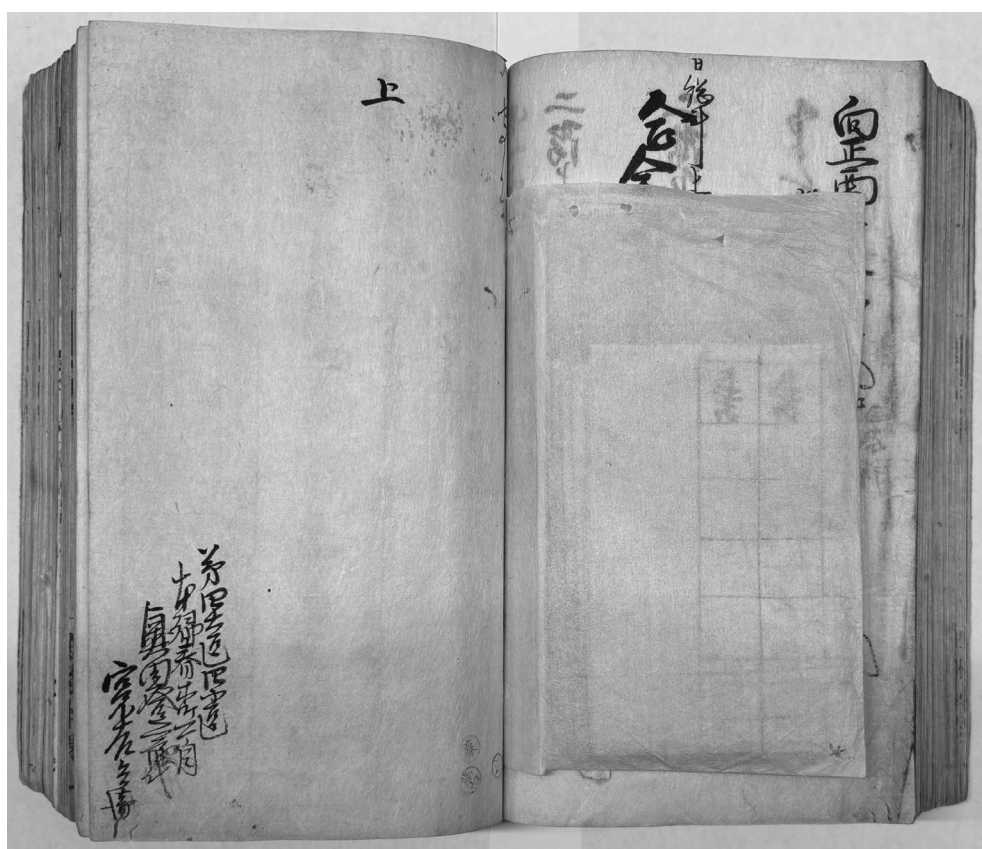


図2
115丁裏―116丁表に綴じ込みの袋（裏側）

図 4 図面 (貼り紙をめぐった写真)

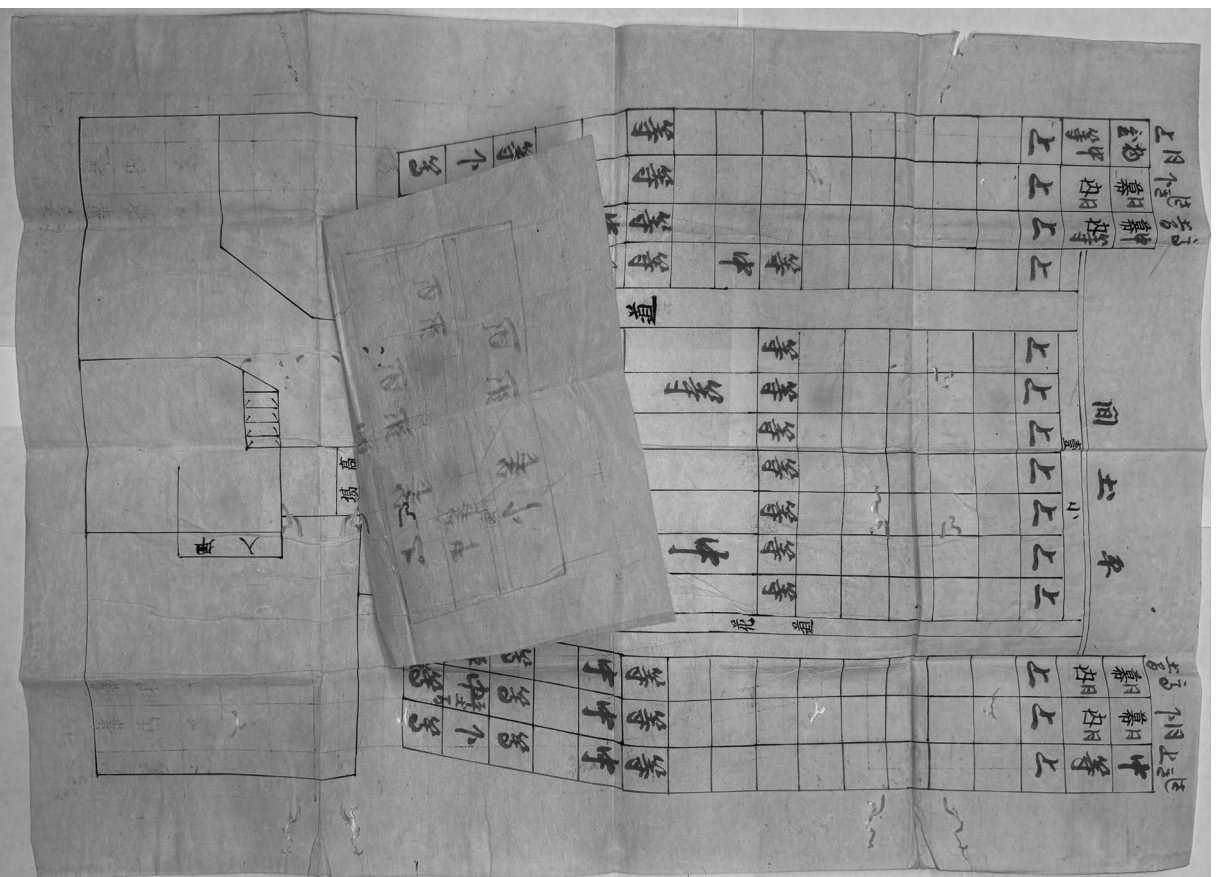
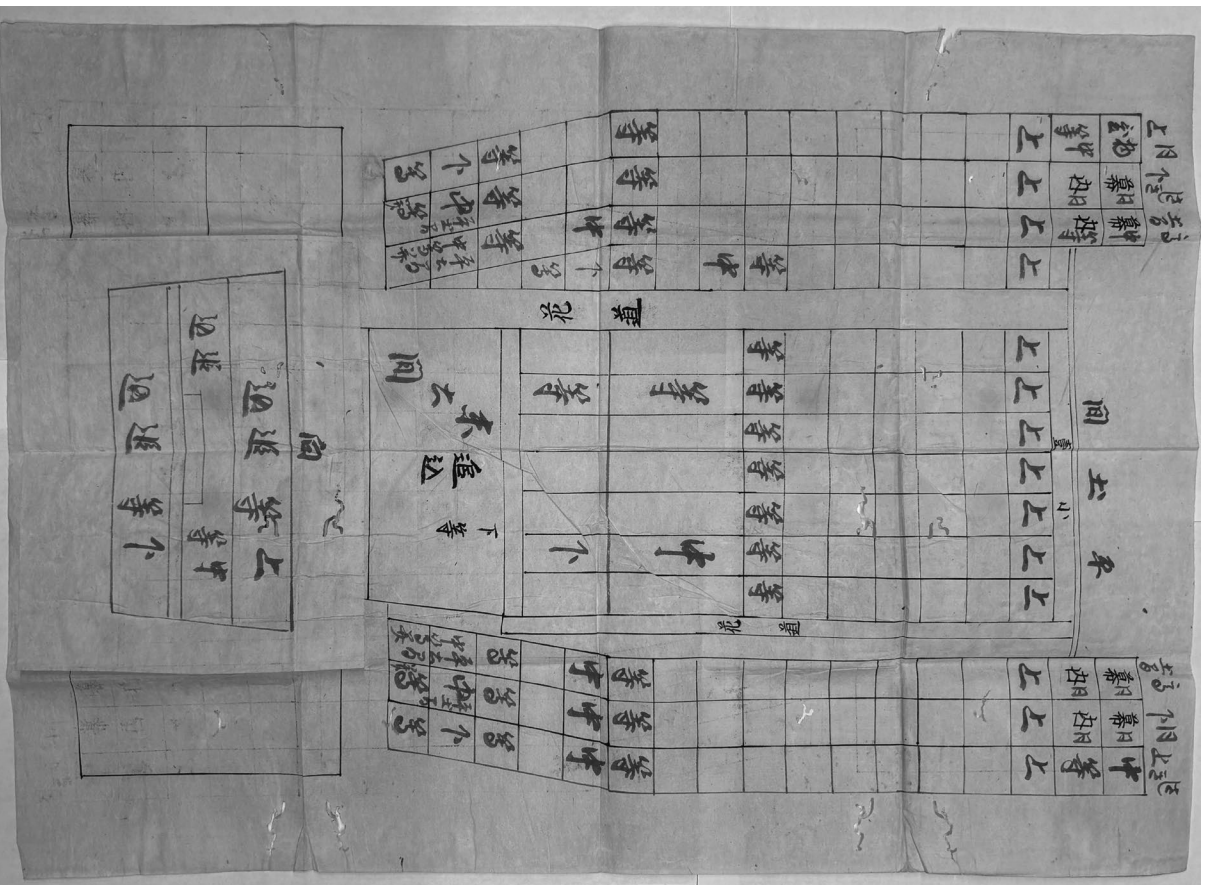


図 3 図面 (左右の端の枓と貼り紙の中は朱線で、他は黒線で描かれている)



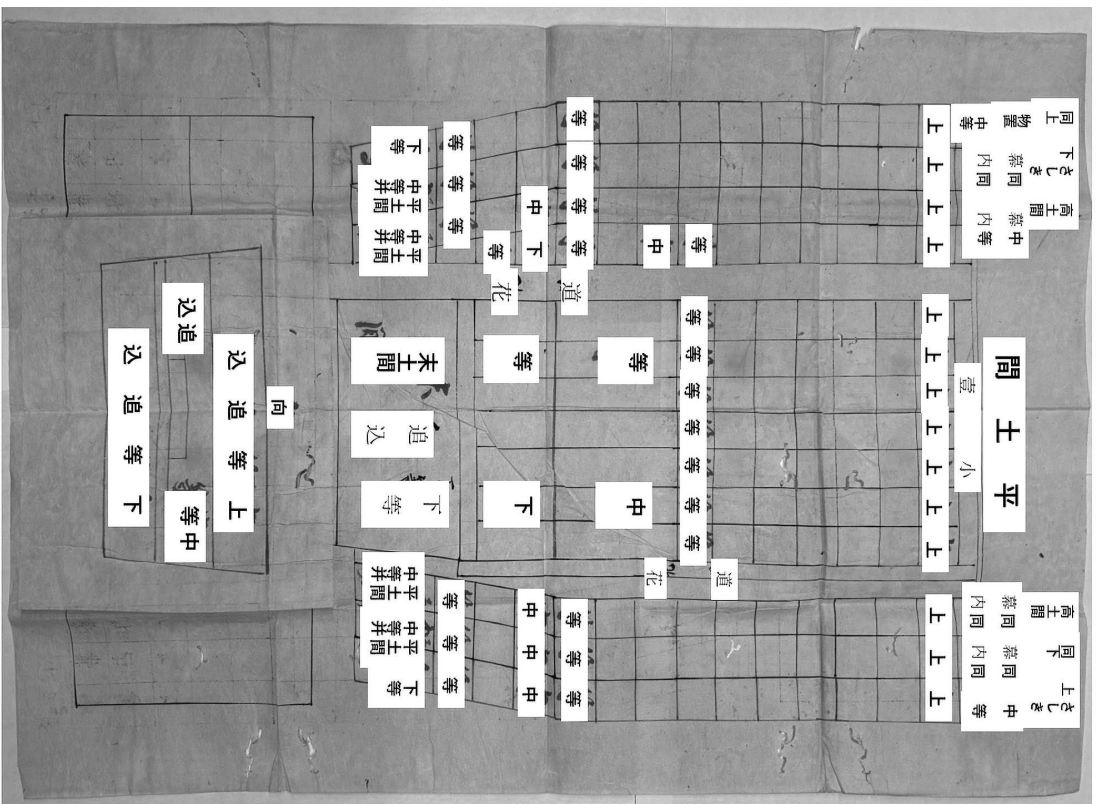


図 5 図 3 の翻刻 (朱字はゴシック体、黒字は明朝体で表した)



図 6 図 4 の翻刻